

# 提出議案説明資料目次

令和3年12月定例会

資料番号	資料内容	関係議案	頁
1	見積り合せ調書及び耐火物緊急報告書	議案第74号 専決処分の承認を求めることについて	1 ~ 26
2	新旧対照表	議案第75号 箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	28 ~ 30
3	新旧対照表	議案第76号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	32 ~ 34
4	新旧対照表	議案第77号 箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	36 ~ 38
5	新旧対照表	議案第78号 箱根町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	40 ~ 42
6	新旧対照表	議案第79号 箱根町老人福祉センターやまなみ荘条例及び箱根町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	44 ~ 46
7	新旧対照表	議案第80号 箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	48 ~ 56
8	新旧対照表	議案第81号 箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	58 ~ 60



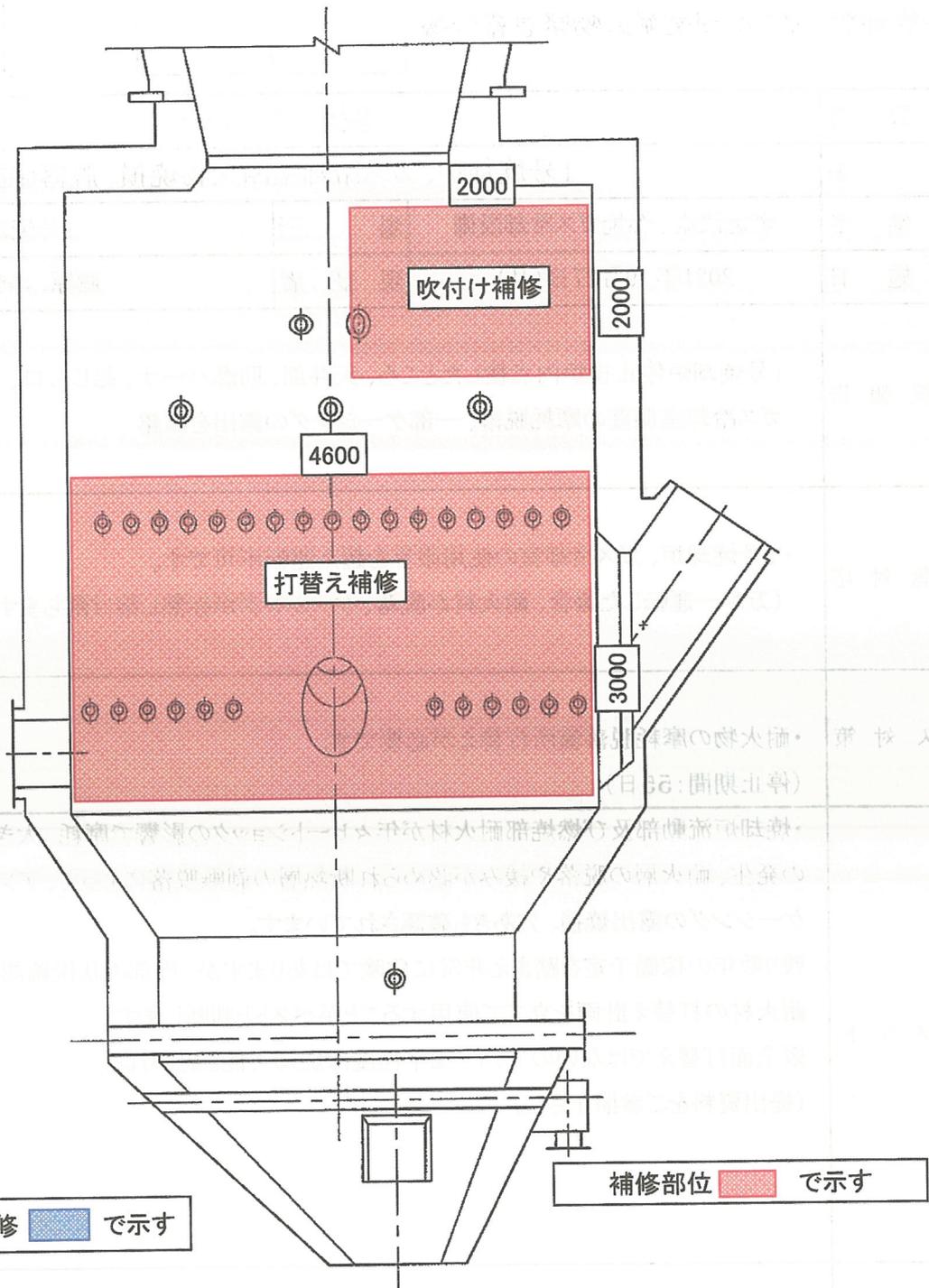
箱根町環境整備部環境課環境センター様

				作成報告
				

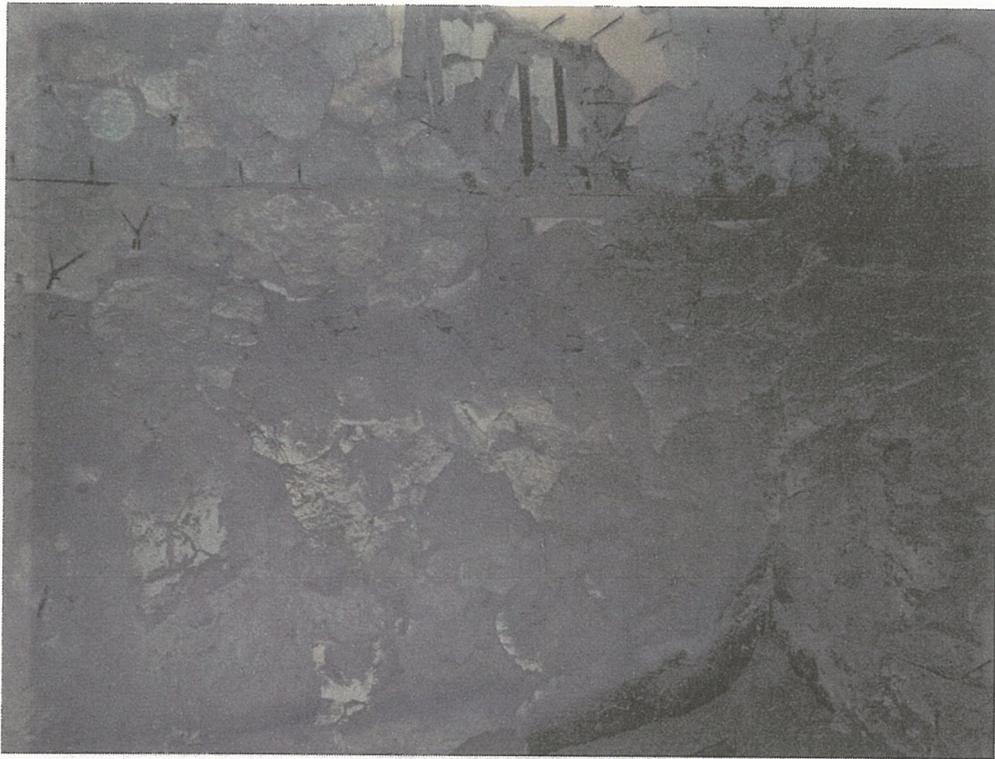
## 1号焼却炉、ガス冷却室耐火物緊急報告書

施設等	環境センター		
件名	1号焼却炉、ガス冷却室耐火物焼損、脱落確認		
設備名	燃焼設備、燃焼ガス冷却設備	場所	1号焼却炉内
実施日	2021年 9月27日(月)	現認者	藤原、ニチアスES
状況報告	<p>・1号焼却炉停止後炉内点検したところ、天井部、助燃バーナ、給じん口、マンホール側壁 ガス冷却室側壁の摩耗脱落、一部ケーシングの露出を確認</p>		
応急対応	<p>・1号焼却炉、ガス冷却室の使用限界を超え運転不可です。 (万が一運転した場合、耐火材が脱落、ケーシングが赤熱し溶け落ちます。)</p>		
恒久対策	<p>・耐火物の摩耗脱落箇所打替えが必要です。 (停止期間:55日)</p>		
コメント	<p>・焼却炉流動部及び燃焼部耐火材が年々ヒートショックの影響で摩耗、大きなクラック の発生、耐火層の脱落や緩みが認められ断熱層の剥離脱落によって、アンカーの露出焼損、 ケーシングの露出焼損、穴あきも確認されています。</p> <p>残り数年の稼働予定を踏まえ非常に危険ではありますが、内部の状況確認をした上で 耐火材の打替え計画を立てて使用することがベストと判断します。</p> <p>※全面打替えではないので、1～2年程度は焼却可能と思われる。 (提出資料をご参照下さい)</p>		
センター コメント			

耐火材補修箇所



客先	箱根町環境センター	名称	1号流動床式焼却炉 助燃バーナ側壁
設計		株式会社神鋼環境ソリューション	図面番号
照査			
承認			



助燃バーナ側耐火物  
損傷状況

耐火物損傷状況  
写真撮影



助燃バーナ側耐火物  
損傷状況

耐火物損傷状況  
写真撮影



助燃バーナ側耐火物  
損傷状況

耐火物側バーナ燃焼  
状況調査



助燃バーナ側耐火物  
損傷状況

耐火物側バーナ燃焼  
状況調査



助燃バーナ側耐火物  
損傷状況

耐火物側バーナ側  
京外製



助燃バーナ側耐火物  
損傷状況



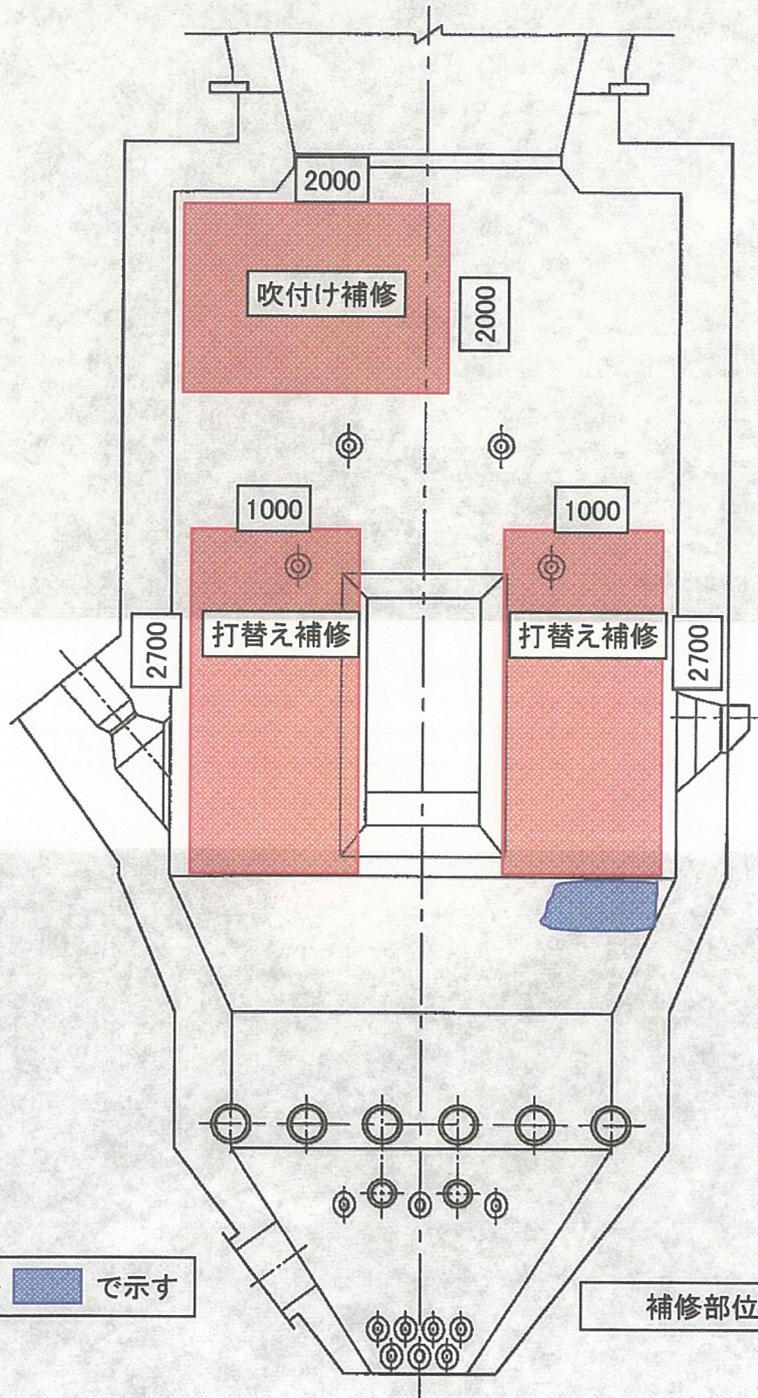
助燃バーナ側耐火物  
損傷状況

耐火物第十一八款出  
取外調査



耐火物第十一八款出  
取外調査

耐火材補修箇所



パッチング補修  で示す

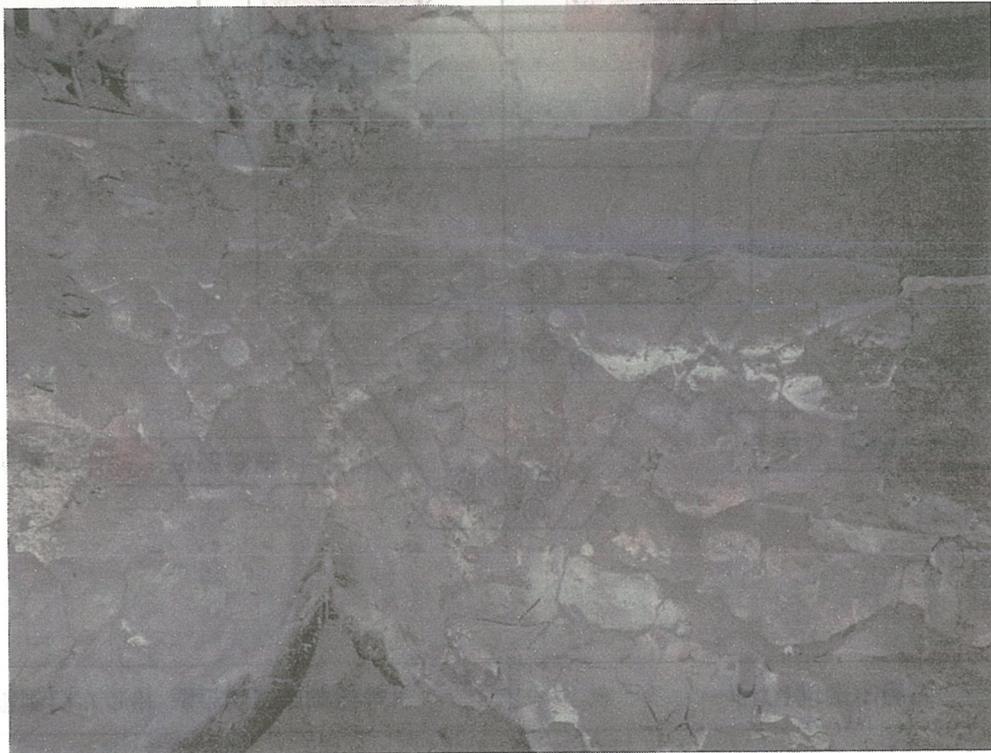
補修部位  で示す

客先 箱根町環境センター	名称 1号流動床式焼却炉 給じん口側壁
-----------------	------------------------

設計		株式会社神鋼環境ソリューション	図面番号
照査			
承認			



給じん側耐火物  
損傷状況



給じん側耐火物  
損傷状況



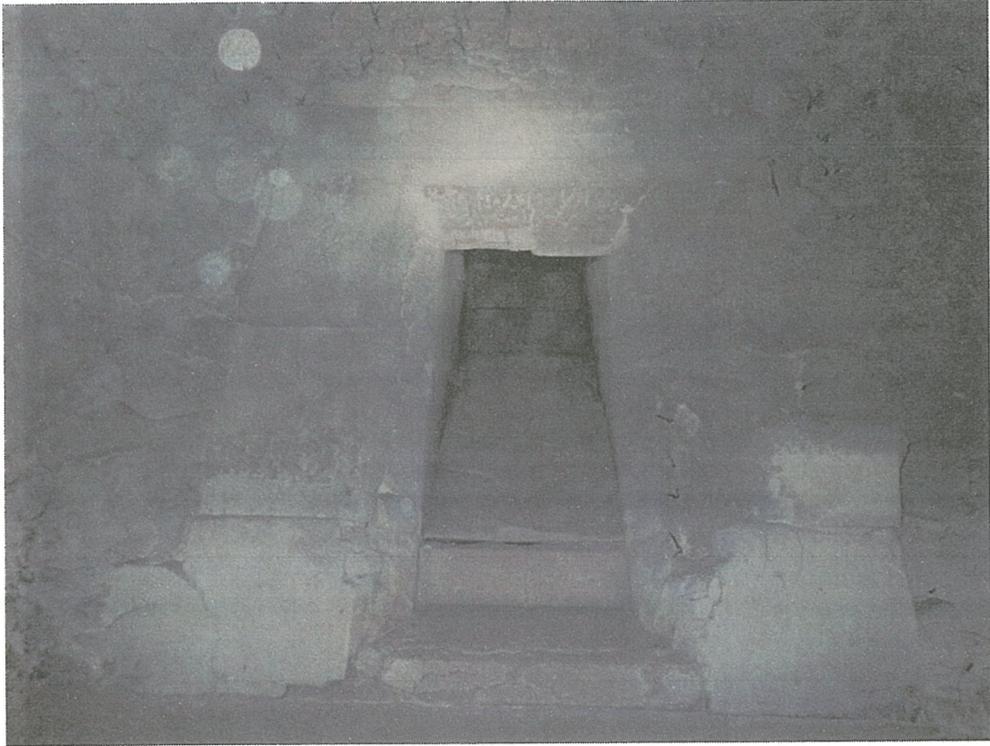
給じん側耐火物  
損傷状況

耐火物  
耐火物



給じん側耐火物  
損傷状況

耐火物  
耐火物



給じん側耐火物  
損傷状況

耐火物  
耐火物



給じん側耐火物  
損傷状況

耐火物  
耐火物



給じん側耐火物  
損傷状況

耐火物損傷状況  
耐火物



給じん側耐火物  
損傷状況

耐火物損傷状況  
耐火物



給じん側耐火物  
損傷状況

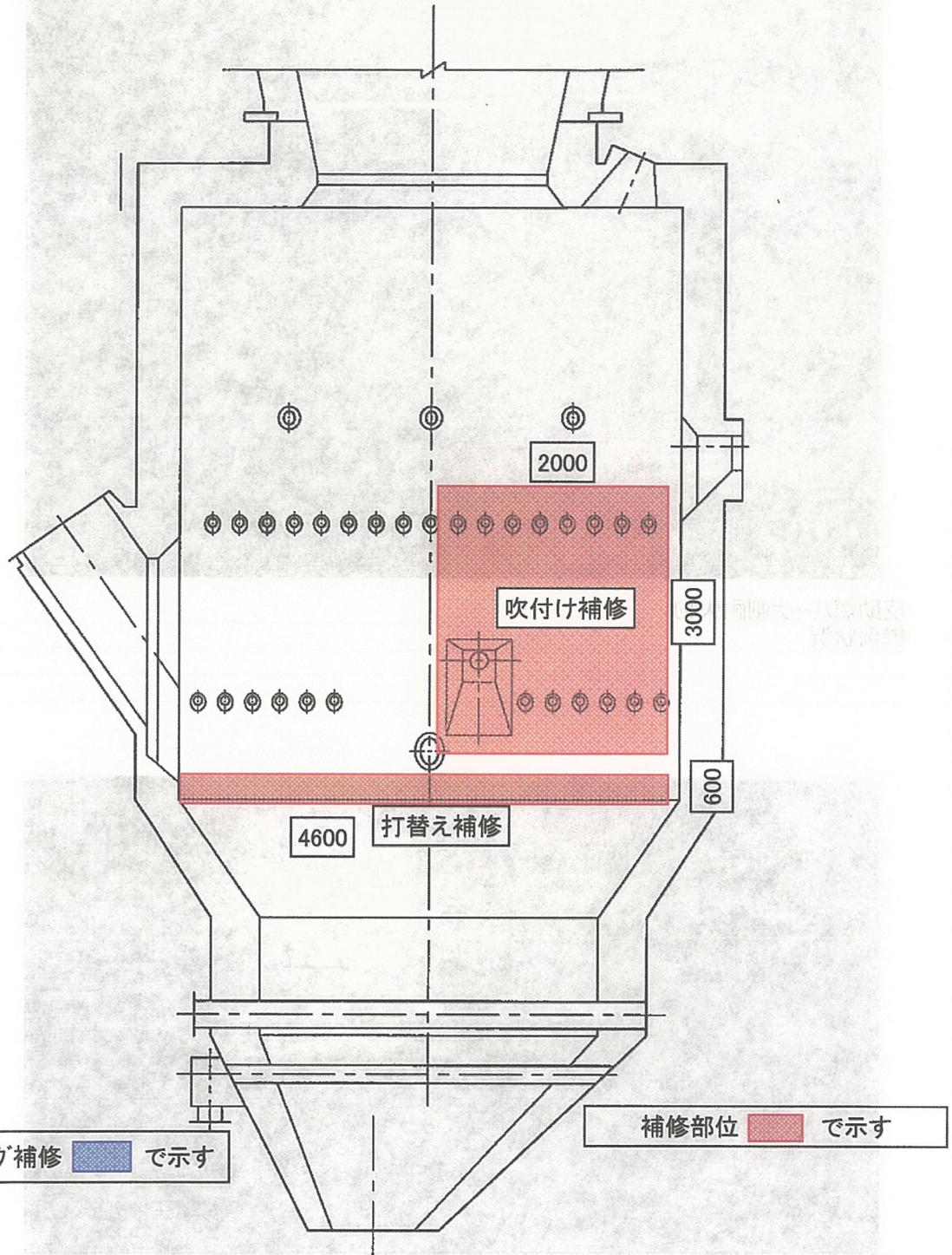
防火調査報告書  
防火調査



給じん側耐火物  
損傷状況

防火調査報告書  
防火調査

耐火材補修箇所



客先		箱根町環境センター	名称	1号流動床式焼却炉 反助燃バーナ側壁
設計			株式会社神鋼環境ソリューション	図面番号
照査				
承認				



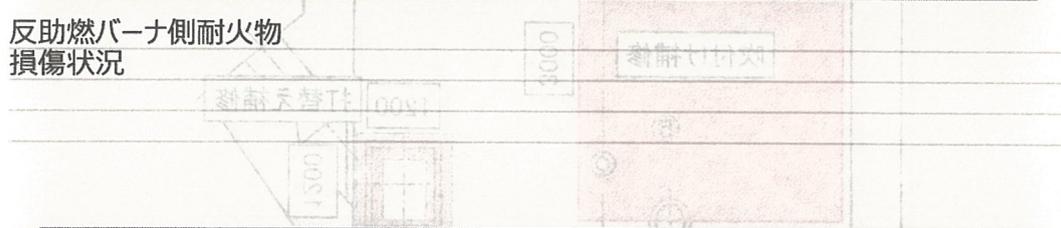
反助燃バーナ側耐火物  
損傷状況



反助燃バーナ側耐火物  
損傷状況



反助燃バーナ側耐火物  
損傷状況



反助燃バーナ側耐火物  
損傷状況



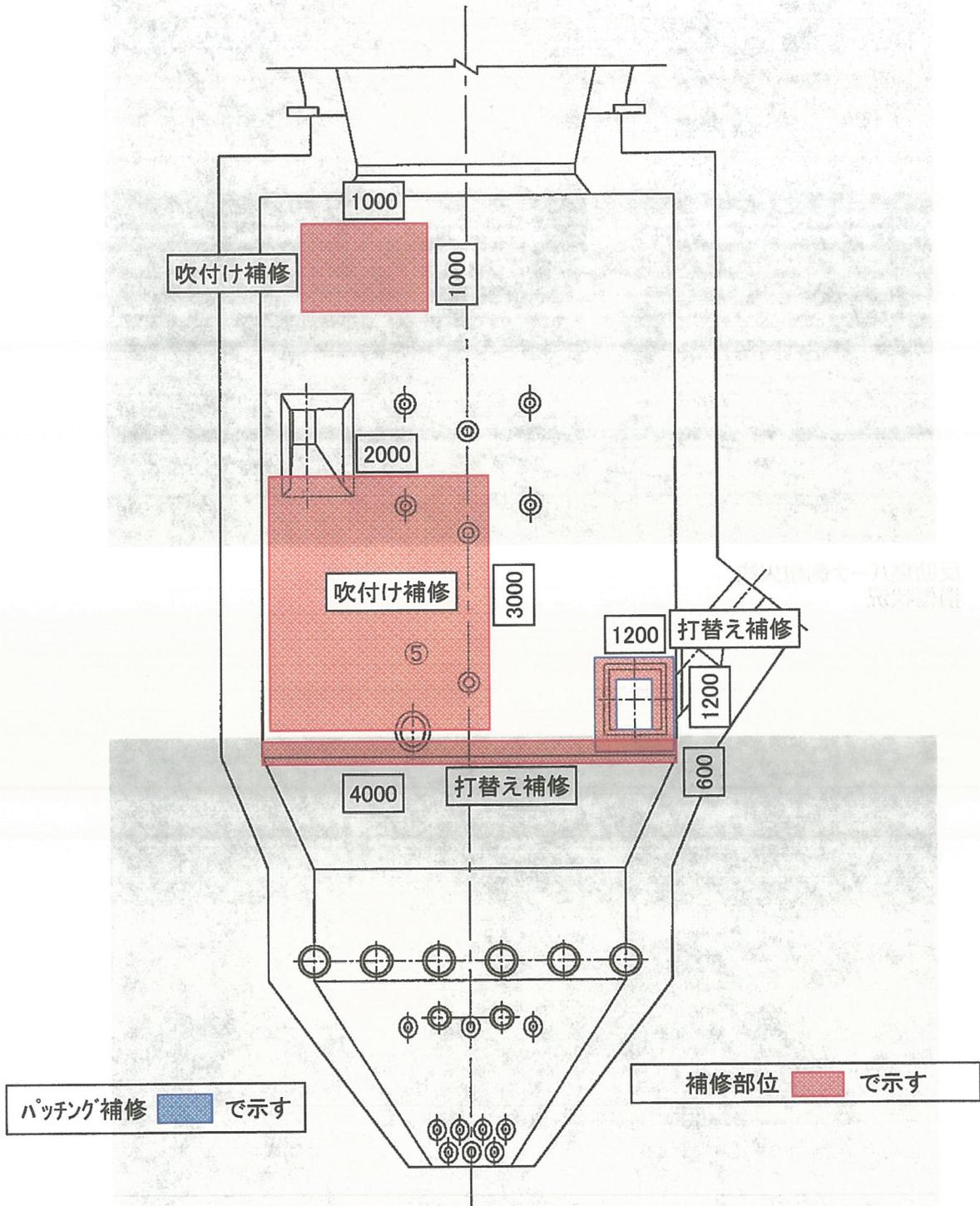
耐火物

耐火物

表

図

耐火材補修箇所



客先	箱根町環境センター	名称	1号流動床式焼却炉 反給じん口側壁
設計		株式会社神鋼環境市リユーション	図面番号
照査			
承認			



反給じん口側耐火物  
損傷状況

耐火物開口側  
反給じん口



反給じん口側耐火物  
損傷状況

耐火物開口側  
反給じん口



反給じん口側耐火物  
損傷状況

耐火物側入口側  
反給じん口



反給じん口側耐火物  
損傷状況

耐火物側入口側  
反給じん口



反給じん口側耐火物  
損傷状況

耐火物開口側  
反給じん口



反給じん口側耐火物  
損傷状況



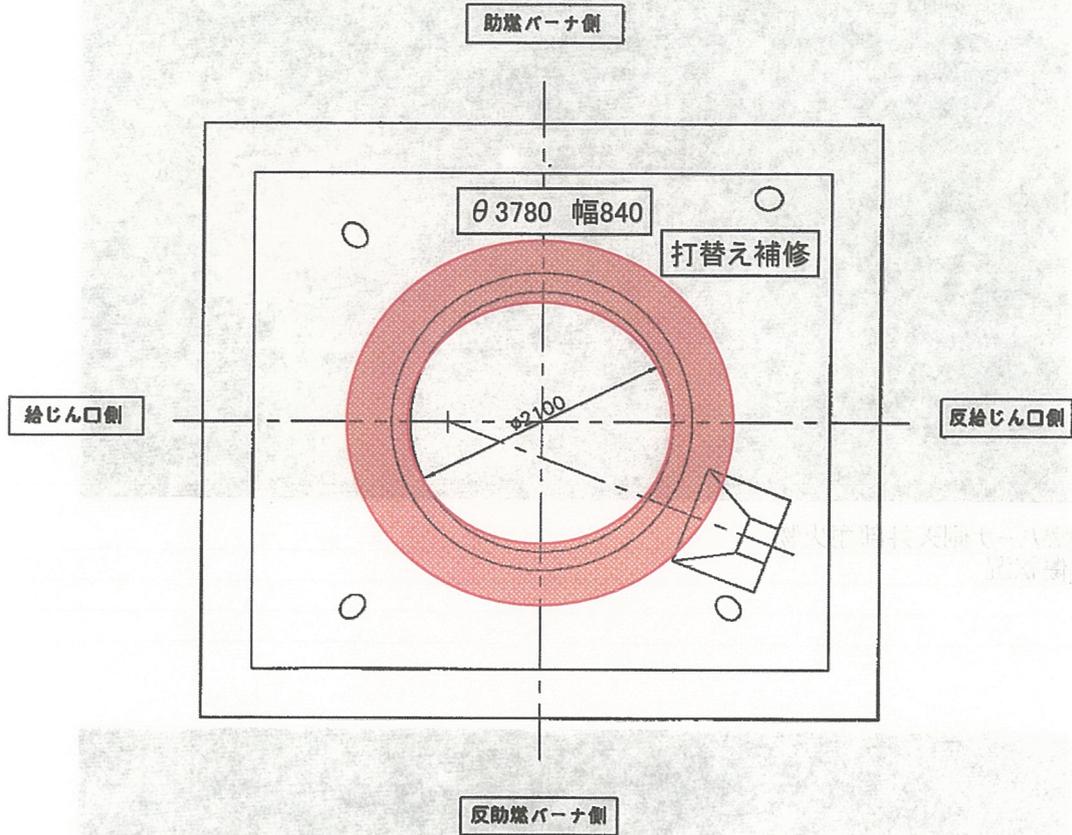
反給じん口側耐火物  
損傷状況

耐火物損傷状況  
反給じん口側



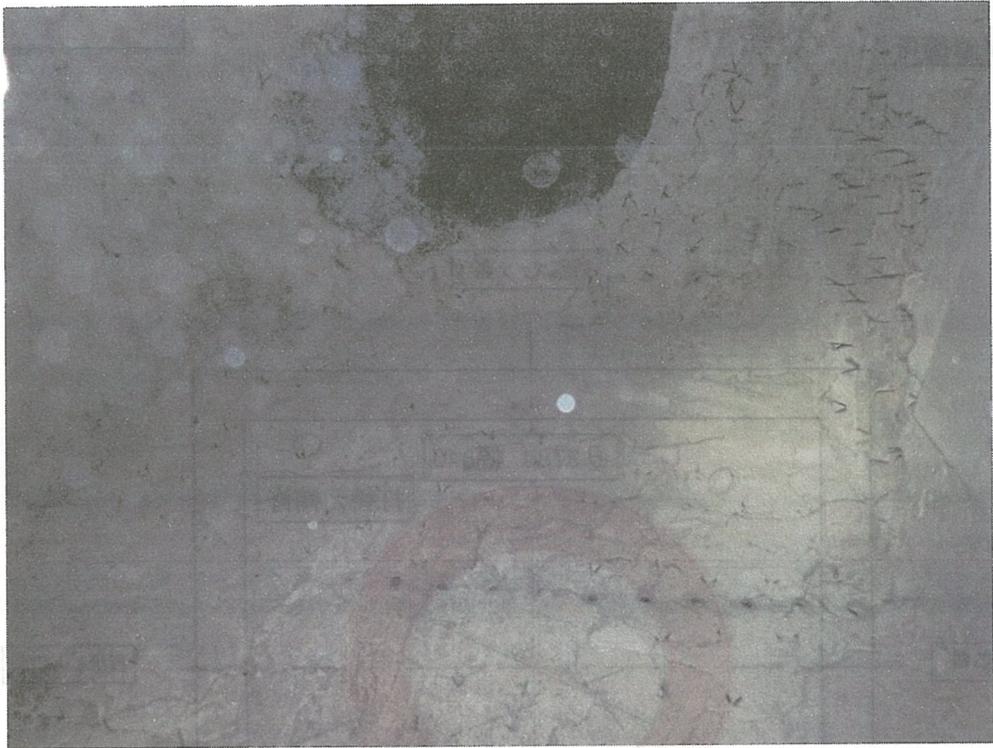
耐火物損傷状況  
反給じん口側

耐火材補修箇所



補修部位 ■ で示す

客先	箱根町環境センター	名称	1号流動床式焼却炉 天井壁
設計		株式会社神鋼環境市リユーション	図面番号
照査			
承認			



助燃バーナ側天井部耐火物  
損傷状況



給じん側天井部耐火物  
損傷状況

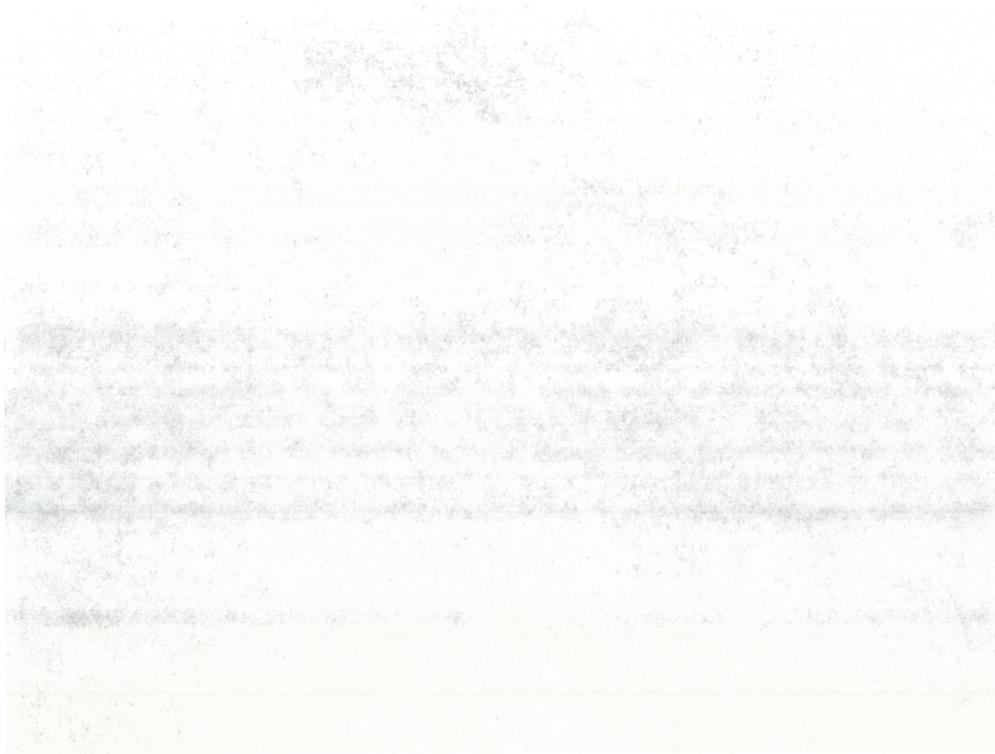


マンホール側天井部耐火物  
損状状況

---

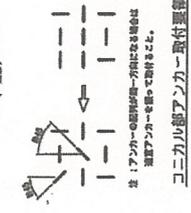
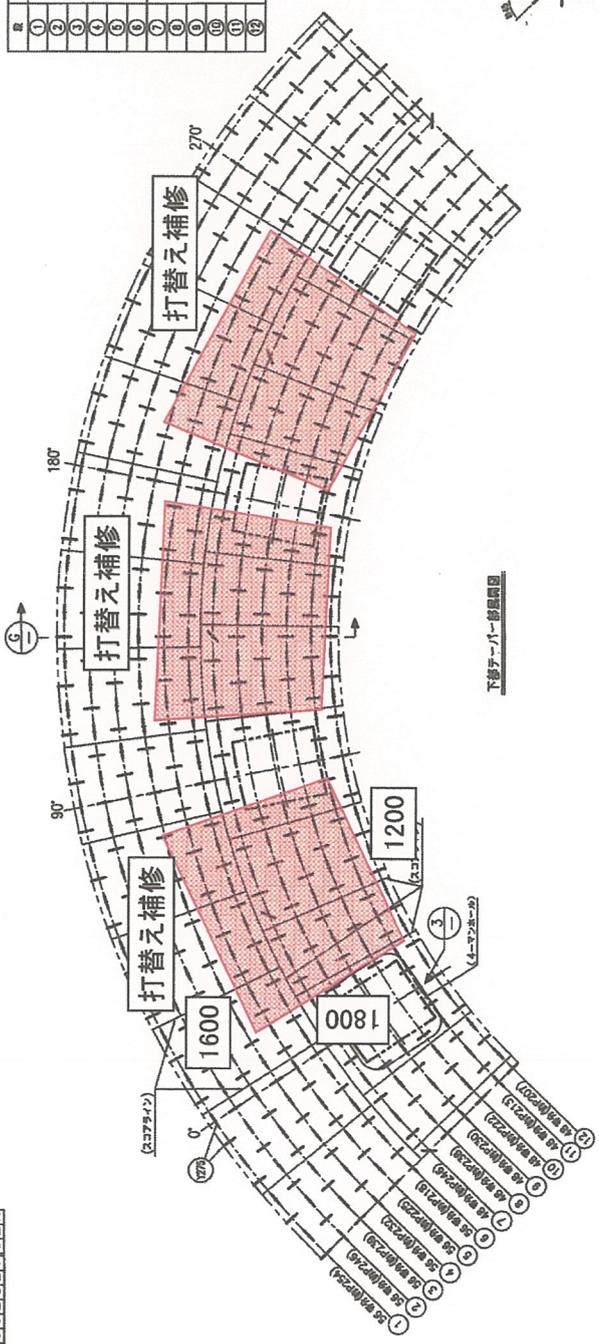
---

---

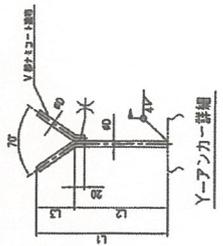


廣天通理共天際此一亦くす  
長久知賢

層	階分	床面積 (㎡)	床高 (mm)
1	1	59	254
2	2	56	246
3	3	56	239
4	4	56	232
5	5	56	225
6	6	56	218
7	7	48	246
8	8	35	238
9	9	35	230
10	10	35	222
11	11	35	213
12	12	48	207



No.	L1	L2	L3	φ
Y100	100	50	50	8
Y175	275	175	100	12
Y375	375	275	100	14

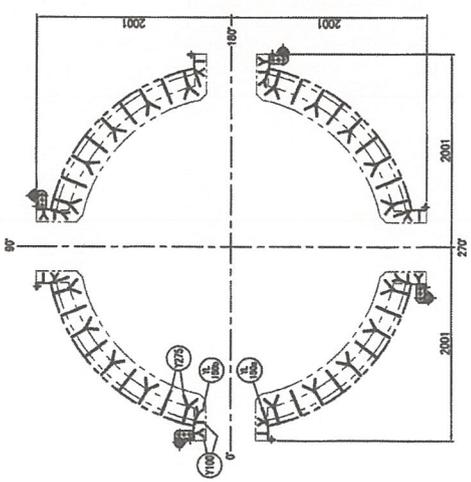
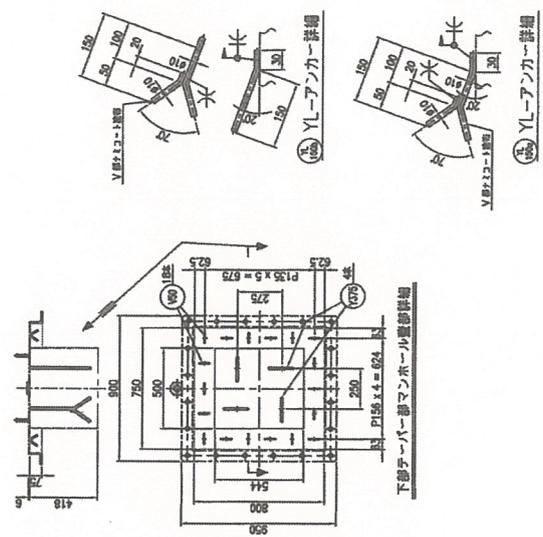


注意  
1. アンカーヘッド部、アンカーが突出している箇所は図に示す通りアンカーを調整すること。

1号ガス冷却室  
耐火材施工範囲

図名	1号ガス冷却室耐火材施工範囲	1/25
図号	NITG17R70600	
作成	山本 博	1/25
校閲	山本 博	
承認	山本 博	
図面番	NITG17R70600	

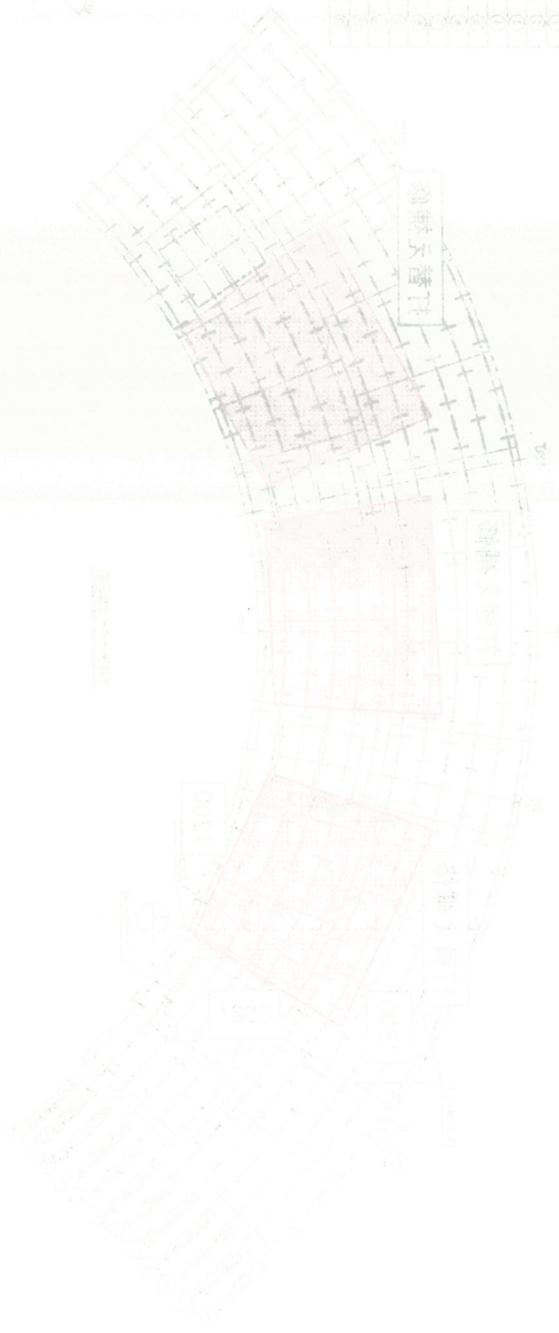
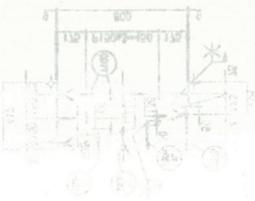
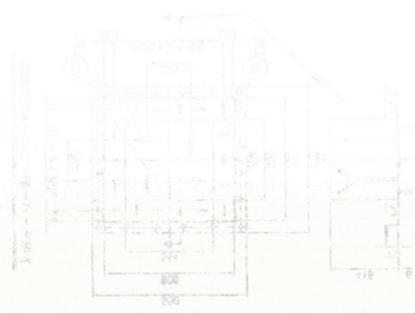
株式会社神鋼環境ソリューション



图名	设计阶段	设计日期
设计人	审核人	批准人
专业	日期	备注



1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20



# 新旧对照表

箱根町職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（第1条関係）

（期末手当）

第16条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の112.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項各号以外の部分中「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～7（略）

（第2条関係）

（期末手当）

第16条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項各号以外の部分中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～7（略）

旧（改正前）

（期末手当）

第16条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項各号以外の部分中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～7（略）

（期末手当）

第16条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の112.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項各号以外の部分中「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～7（略）



支那の近代化と五十年の歴史

(第五卷) 五

# 新旧対照表

(新編第一巻)

(吉平本原)

(新) 一巻十巻

(新) 一(一)~(一)

(新) 一(一)~(一)

新編

(新) 一(一)~(一)

(新編第二巻)

(新編第三巻)

(吉平本原)

(新) 一巻十巻

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（第1条関係）

（期末手当）

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の207.5 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

附 則

1～18（略）

（期末手当に関する特例措置）

19 令和3年12月の期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、100分の10に相当する額を減じた額とする。

（第2条関係）

（期末手当）

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の215 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

---

旧（改正前）

---

（期末手当）

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の222.5 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

附 則

1～18（略）

（期末手当）

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の207.5 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）



# 新旧対照表

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正  
新旧対照表

新（改正後）

（第1条関係）

（期末手当の額及び支給方法）

第5条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の207.5 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

（第2条関係）

（期末手当の額及び支給方法）

第5条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の215 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

旧（改正前）

（期末手当の額及び支給方法）

第5条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の222.5 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

（期末手当の額及び支給方法）

第5条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の207.5 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）



北条時宗の戦功と一門の栄華と没落

(前二頁) 續

(前頁末三行) 補充

原典	校訂本	新編
(第1冊)	(第1冊)	(第1冊) 10-1
19.002	50.214-1	19.002
(第2冊)	(第2冊)	(第2冊) 10-2
19.002	50.214-2	19.002
(第3冊)	(第3冊)	(第3冊) 10-3

# 新旧対照表

箱根町手数料条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務の種類	1件区分	金額
1～20 (略)	(略)	(略)
21 印鑑登録証の交付（初回の交付及び引換交付を除く。）	1件につき	300円
22 印鑑に関する証明	1件につき	300円
23～34 (略)	(略)	(略)

旧（改正前）

別表第1(第2条関係)

手数料を徴収する事務の種類	1件区分	金額
1～20（略）	（略）	（略）
<u>21</u> 印鑑に関する証明	1件につき	300円
<u>22～33</u> （略）	（略）	（略）

1. 研究の目的

（目的）

項目	内容	備考
（目的）	（目的）	（目的）
（目的）	（目的）	（目的）
（目的）	（目的）	（目的）

# 新旧対照表

箱根町老人福祉センターやまなみ荘条例及び箱根町都市公園条例の  
一部改正新旧対照表

新（改正後）

（箱根町老人福祉センターやまなみ荘条例の一部改正）（第1条関係）  
別表（第6条関係）

区分				金額	備考
浴室使用	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
休憩室使用	町内居住者	満6歳以上満60歳未満の者	2時間につき	100円	
		満60歳以上の者		無料	
	町外居住者	満6歳以上の者	1時間につき	100円	
部屋使用	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

（箱根町都市公園条例の一部改正）（第2条関係）  
別表（第8条関係）

1～3 (略)

4 第5条の2第1項に掲げる有料の公園施設使用者の使用料

区分			単位	金額	備考	
い こ い の 家	会議使用	(略)	(略)	(略)	(略)	
	休憩使用	町内居住者	満6歳以上満60歳未満の者	2時間につき	100円	
			満60歳以上の者	—	無料	
		町外居住者	満6歳以上の者	2時間につき	400円	
	浴室使用	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の使用	(略)					
ゲートボール場			(略)	(略)		

備考 (略)

旧（改正前）

別表（第6条関係）

区分				金額	備考
浴室使用	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
休憩室使用	町内居住者	満6歳以上の者	2時間につき	100円	
	町外居住者	満6歳以上の者	1時間につき	100円	
部屋使用	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表（第8条関係）

1～3 (略)

4 第5条の2第1項に掲げる有料の公園施設使用者の使用料

区分				単位	金額	備考
い こ い の 家	会議使用	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	休憩使用	町内居住者	満6歳以上の者	2時間につ き	100円	
		町外居住者	満6歳以上の者	2時間につ き	400円	
	浴室使用	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	その他の 使用	(略)				
ゲートボール場				(略)	(略)	

備考 (略)



馬子室計の石並成事古胡地記世主計り式編事青紙・青馬子計四紙類  
五光遊一の附乗るの字並事ある下關の宮堂の事編成馬支了青子・計  
表附以印海

(第五卷) 後

# 新旧対照表

式目

(類) 馬子室・馬子室

(乗) 馬子室(類) 馬子室

馬子室

馬子室(類) 馬子室(類)

(類) 馬子室

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正  
新旧対照表

新（改正後）	
目次	
第1章・第2章（略）	
第3章 <u>雑則（第62条）</u>	
附則	
（内容及び手続の説明及び同意）	
第5条（略）	

目次

第1章・第2章（略）

附則

（内容及び手続きの説明及び同意）

第5条（略）

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによ

新（改正後）

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条（略）

第3章 雑則

（電磁的記録）

第62条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で

旧（改正前）

る文書を作成することができるものでなければならない。

- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの
  - (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条（略）

- 2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

新（改正後）

作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けたくない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならな



新（改正後）

い。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

旧（改正前）



# 新旧对照表

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部改正新旧対照表

新（改正後）

目次

第1章～第5章（略）

第6章 雑則（第49条）

附則

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

旧（改正前）

目次

第1章～第5章（略）

附則

